

美しい環境づくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、諏訪地域の美しい環境づくりを推進するため、美しい環境づくりに寄与する団体が実施する事業（地域の実情や住民ニーズに対応した事業であること。また、営利を目的としない事業であること）に要する経費に対し、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、諏訪地域において美しい環境づくりのための事業を行うボランティア団体（個人、企業又は団体を構成員とし、営利を目的としないもの）とする。

(経費及び助成率等)

第3条 第1条に規定する助成の対象となる経費及び助成率等は、次の表のとおりとする。

経 費	助 成 率 等
ボランティア団体が行う、次の事業に要する経費（当該事業に直接必要な経費とし、総会等の会議費、会食代、備品購入費等及び第6条の助成金実績報告書の提出までに支出が完了していない経費（支出したことを証する書類が添付されていない経費を含む）は含まない。） 1 美しい生活環境を創造するための事業 2 自然環境を保全するための事業 3 地球温暖化防止に寄与する事業 4 森林の活用と保全に寄与する事業 5 1から4の事業を進めるために行う調査研究及び啓発事業	2分の1以内 （但し、助成金額は8万円を限度とする。）

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするボランティア団体は、別に定める日までに、美しい環境づくり助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(助成金の決定)

第5条 助成金の決定は、会長が運営会議に諮り、決定するものとする。

2 前項の規定により決定した助成金は、その全額を概算払できるものとする。

(実績報告と精算)

第6条 助成金の交付を受けたボランティア団体は、美しい環境づくり助成金実績報告書（様式第2号）を、助成金の交付決定のあった事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

2 事業の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、別に定める日までに、交付済の額と確定した額の差額の返還を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、会長が運営会議に諮り、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月13日から施行する。

(一部改正)

平成14年5月16日	一部改正
平成15年5月16日	一部改正
平成30年5月29日	一部改正
令和2年6月2日	一部改正
令和3年6月1日	一部改正
令和6年6月5日	一部改正